

## タクシー運賃改定手続きを開始します ～北見地区～

北見地区(※1)の法人タクシー事業者から労働条件の改善、物価の高騰などを理由に運賃改定申請があり、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、同地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割に達しました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※2)の収支率が100%を下回り、事業の継続に必要な運賃収入が得られていないことから、運賃改定が必要と判断いたしました。

現在、北見地区は、北見A地区と北見B地区においてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

### ※1 北見地区

北見A地区:北見交通圏(北見市(ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。))

北見B地区:常呂圏(訓子府町、置戸町、北見市(ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧留辺蘂町及び旧常呂町の区域に限る。)、佐呂間町)、網走市、美幌圏(大空町、美幌町、津別町)、斜里圏(斜里町、清里町、小清水町)、紋別市、西紋別圏(滝上町、興部町、西興部村、雄武町)、遠軽圏(遠軽町、湧別町)

※2 車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

### 【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・三宅  
TEL:011-290-2742

